

公共工事前払金及び中間前払金の支払い限度額の引き上げについて

世田谷区では、契約金額50万円以上の工事請負契約等について前払金及び中間前払金制度を導入しています。本制度は、建設事業者の資金調達を円滑化することで、入札参加機会の拡大を図り、下請へのしわ寄せ等を防止し、安定的な履行を確保することを目的としています。本制度をより充実させ、建設事業者の経営環境の改善を図るため、入札制度改革の一環として、下記のとおり、前払金及び中間前払金の支払限度額を引き上げます。

記

1 内容

(1) 前払金の支払限度額の引き上げ

契約締結時に請求することができる前払金(契約金額の4割以内)の支払限度額を、現行の2億4千万円から5億円に引き上げます。

(2) 中間前払金の支払限度額の引き上げ

前払金を受けた工事について、その進捗が当該工事全体の2分の1を超えた場合に前払金に追加して請求することができる中間前払金(契約金額の2割以内)の支払限度額を、現行の1億2千万円から2億5千万円に引き上げます。

2 実施日

平成27年4月1日

※同日前に契約締結し、工期が同日以降の契約についても適用します。